別 紙 5

環 境省告示第 号

物 第二百一号) 百七十二号) 質として指 海 洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三 別表 定するもの による改正後の 第一 第 を次のとおり告示し、 一号イ(80の規定に基づき、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法 平成二十六年六月一日から適 環境大臣が海 洋環境 律施 の保全の 行令 用する。 見地 田昭 心から有 和 四十 害 年 で ある 政 令

平成二十六年 月 日

環 境 大 臣 石 原 伸 晃

海 洋汚 染等及 び 海 上災 害 の 防 止に関 する法 律 第三条第二号の 規定 に ょ IJ 国 王 交通省 令で定 め る

油 性 海 洋 混 汚染等及び 物 海 環 上災 境 大 害 臣 が の 防 海 洋 止に 環 境 関す の る 保 法 全 律 の 見 施 地 行 令 か 有 昭 和四十六年政令第二百 る物 質 て指 ... 号) 別 表 第 第

5

害

で あ

とし

定す

る

も

ത

合

の

うち

号 イ (81) 条 の 規 第二号の 定 に基 っづき、 規定により国 海洋 汚染等及び 土交通省令で定める油性混合物 海 上災 害 の 防止に 関する法 のうち環境大臣が 律 昭 和 四十五 海洋環 年法 律 境 の 百三十六号 保 全 の 見

1 ソアル 力 シ (炭素数が十から二十六までの もの及びその混合物に限る。 ノル マ ル アル カ

地

から有

害で

ある

物質として指定するものは、

次のとおりとする。

ン

(炭素数が十から二十六までのもの及びその混合物に限る。

)又はその混合物及び軽

油又

は

重

油との混合物 (軽油又は重油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。 以下同じ

エチルアルコー ル及び揮発油の混合物(揮発油の含有量が体積百分率七十五パー セント未満の

ものに限る。)

四 脂肪酸メチルエステル及び軽油又は重油の混合物

植物油及び軽油又は重油の混合物